

久米正雄所蔵フィルム修復に係る報告書・パンフレット・動画制作業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和8年5月26日制定

[郡山市文化スポーツ観光部文化振興課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、久米正雄所蔵フィルム修復に係る報告書・パンフレット・動画制作業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実施要領、仕様書、選定基準等の作成及び確認に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織する。

- 2 委員は、文化スポーツ観光部長、文化スポーツ観光部次長、文化振興課長、文化振興課長補佐、文化振興係長、文化振興係係員とする。
- 3 委員の任期は、本業務の契約候補者と契約を締結した日までとする。

(審査)

第4条 委員は「審査基準」に基づき、申請書類について書面審査により行う。

- 2 委員は、必要に応じて質問を行う場合がある。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化スポーツ観光部文化振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月26日から施行する。
- 2 この要綱は、本業務の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。